

令和6年育児・介護休業法改正を踏まえた実務的な介護両立支援の 具体化に関する研究会 開催要綱

1 趣旨

令和6年育児・介護休業法改正により、仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま介護離職に至ることを防止するため、本年4月より

- ①介護に直面した労働者が申出をした場合の両立支援制度等に関する個別周知・意向確認（育児・介護休業法第21条第2項）
- ②介護に直面する前の早期の情報提供（育児・介護休業法第21条第3項）
- ③介護休業、介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備の措置（育児・介護休業法第22条第2項及び第4項）

が事業主に義務付けられた。

これらの制度に対応するための体制整備を含め、事業主による仕事と介護の両立支援の取組が有機的に連携され、より一層の効果を上げられるようにする観点から、実務的な介護両立支援の具体化に関する研究会を開催し、支援ツール（ガイドライン（仮称））の作成等の検討を行う。

2 主な検討事項

- （1）効果的な介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備のあり方
- （2）効果的な介護に直面する前の早期の情報提供のあり方
- （3）効果的な介護に直面した労働者が申出をした場合の両立支援制度等に関する個別周知・意向確認のあり方
- （4）効果的な（1）～（3）の「連携のイメージ」

3 運営

- （1）本研究会は、雇用環境・均等局長が有識者の参集を求めて開催する。
- （2）本研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- （3）本研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- （4）本研究会の庶務は、雇用環境・均等局職業生活両立課で処理する。

令和6年育児・介護休業法改正を踏まえた実務的な介護両立支援の
具体化に関する研究会 参集者名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	役 職
池田 心豪	労働政策研究・研修機構 副統括研究員
大嶋 寧子	リクルートワークス研究所 主任研究員
川内 潤	NPO 法人となりのかいご代表理事
佐藤 弘太	日本商工会議所産業政策第二部課長
佐藤 博樹	東京大学名誉教授
菅村 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局 ジェンダー平等・多様性推進局長
原田 豪	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹